

平成29年度第1回東京都森林審議会
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

平成29年度第1回東京都森林審議会

次 第

平成29年6月22日（木曜日）

午後2時00分から

都庁第二本庁舎31階・特別会議室26

- 1 開会
- 2 農林水産部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 東京都職員紹介
- 5 議事
 - 【第1号議案】
林地開発許可の変更（成木開発株式会社の採石事業）
 - 【第2号議案】
林地開発許可の変更（株式会社村尾組の採石事業）
- 6 閉会

午後 1 時49分開会

廣瀬課長代理 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻よりも若干前でございますけれども、委員の皆様方全員お集まりいただいておりますので、若干早いですけれども、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから平成29年度第 1 回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の廣瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える11名の委員が出席しておられます。東京都森林審議会運営要領第 5 の第 1 項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。

上から、次第、審議会の座席表、委員名簿、運営要領でございます。続きまして配付資料一覧、森林法に基づく林地開発許可申請の手引と続いてございます。

各議案の資料につきましては、配付資料一覧をご覧ください。一番上に一覧表としてつけさせていただいております。資料 1、2、5、個別の案件で資料 3、参考資料 1、資料 4、参考資料 2 ということでまとめてクリップでとめてございます。最後に青い冊子、森林法に基づく林地開発許可申請の手引をおつけしてございます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長藤田よりご挨拶申し上げます。

藤田農林水産部長 ただいまご紹介にあずかりました農林水産部長の藤田と申します。

本日は、お忙しい中、東京都森林審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日ごろより東京都の森林行政に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京都は、総面積の 4 割を森林が占める自然に恵まれた都市でございます。そして、この森林には水源涵養や二酸化炭素の吸収などさまざまな機能を有しており、都民共有の財産となっております。この貴重な森林を守り、多面的な機能を十分に発揮させていくためには、健全な森林の育成が不可欠でございます。東京都におきましては、森林保全はもとより、スギ・ヒノキ林の植えかえや林業技術者の育成、林道などの基盤整備のほか、多摩産材の利用拡大などにより、切って、使って、植えて、育てるという森林循環を推進しているところでございます。

また、来年秋には、都では第42回全国育樹祭を開催いたします。テーマは、「育樹から木のある暮らし つないでく」となっております。都といたしましては、育樹祭の開催に向けて、今後さまざまなイベントを通じ、健全で活力のある森林を育て、次の世代に引き継ぐことの大切さを伝え、木のよさ、木の価値を全国的に発信してまいりたいと思っております。

さて、本日の審議会は、林地開発許可の変更に関する2件の諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も都民生活に貢献できるよう森林整備の推進に取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いし、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

廣瀬課長代理 次に、ご出席の委員の方々をご紹介します。

お手元の委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介させていただきます。

植竹委員でございます。

続きまして、河村委員でございます。

吉条委員でございます。

久保田委員でございます。

坂本委員でございます。

鈴木会長でございます。

田中委員でございます。

土屋委員でございます。

鶴園委員でございます。

浜川委員でございます。

福田委員でございます。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

改めまして、産業労働局 藤田農林水産部長でございます。

石城森林課長でございます。

環境局自然環境部 内藤緑環境課長でございます。

環境局多摩環境事務所 竹内自然環境課長でございます。

なお、藤田農林水産部長につきましては、公務の都合によりここで退席させていただきます。

それでは、これから議事に移らせていただきます。

これからの議事進行につきましては、鈴木会長、どうぞよろしく願いいたします。

鈴木会長 鈴木でございます。改めまして、本日の2件の議題につきまして、審議が滞りなく円滑に進みますよう皆様のご協力をいただきたいと思います。

それでは、まず審議会運営要領第6の第2項の規定で、議事録署名委員を指名することになっております。私のほうから指名するということですが、吉条委員、久保田委員、お願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、審議会の公開であります。審議会運営要領第7の第1項で、当審議会は公開が原則となっておりますので、これより傍聴人の入場を許可したいと思います。よろしいですね。それでは、よろしく願いします。

〔傍聴者入場〕

鈴木会長 それでは、傍聴の方に一言申し上げます。

傍聴の方は、傍聴券に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いいたします。よろしく願いいたします。

続きまして、知事からの本審議会に対する諮問について、事務局より朗読をお願いいたします。

石城森林課長 それでは、諮問文を朗読します。まず、1号議案でございます。

29環自緑第241号

東京都森林審議会

下記事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

平成29年5月26日

東京都知事 小池百合子

記

成木開発株式会社の採石事業について

続きまして、2号議案でございます。

29環自緑第242号

下記事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第6項の規定に基づき、
諮問する。

平成29年5月26日

東京都知事 小池百合子

記

株式会社村尾組の採石事業について

以上でございます。

鈴木会長 ただいま知事からの諮問をお受けしました。

それでは、これからの議事ですが、まず、第1号議案の説明を受けて質疑を行います。
次に、第2号議案の説明、質疑を行うという形で進めたいと思います。それぞれの質疑の
終わりで、この会としての結論をそれぞれ出して進行していきたいと思います。2つの議
事が終わった後で、先ほどいただいた諮問に対する答申文を作成して、その決議という
か、ご承諾をいただくというような進み方をしたいと思います。

それでは、第1号議案の説明、資料もたくさんありますし、少し時間がかかるかと思
いますが、事務局より第1号議案の説明をお願いいたします。

内藤緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の内藤でございます。よろしくお願
いいたします。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、第1号議案、第2号議案のご審議に先立ちまして、こういった林地開発許可
の審議については平成27年度に1度行っておりますが、2年ぶりということもござ
いますので、まず資料1を用いまして、制度の概要についてご説明をしたいと思います。
右肩上に資料1と書かれた資料をお手元にご用意ください。

まず、左の表でございますが、これは採石業を行う場合の一般的な規制をまとめてお
ります。例えば採石法では、災害防止の観点から、採取計画の認可制度が定められてお
ります。また、東京都自然保護条例、私どもの緑環境課でも所管させていただいてお
りますが、これに基づきます開発許可については、主に自然の保護と回復を目的とし
た許可制度でございます。以下の環境アセスメント、公害防止、河川事案にかかる
規制、火薬の安全管理など、採石に当たってはさまざまな規制をクリアする必要が
ございます。

こうした規制がある中で、一番下の枠でございますが、森林法に基づく林地開発許可制度、この狙いといたしまして、森林の多目的機能の高度発揮を図る観点から、森林の適正な利用を確保する、こういったことを目的としております。

右側のほうに、今回本審議会で審議する案件というものをフローで整理させていただいております。まず、新規許可につきましては一番上のほうに書かれておりますが、開発面積が5ヘクタールを超える場合、本審議会の審議対象となります。この際おおむね20年間の長期開発計画と、5年ごとの期別計画をあわせてご審議をいただいております。

今回第1号議案の成木開発と、第2号議案の村尾組につきましては、既に許可された案件であるため、下の段の変更許可に該当いたします。成木開発では、今回長期計画の途中で採掘区域を拡張し、残置森林を減少させる変更許可申請があったため本審議会にお諮りをいたします。また、村尾組につきましては、長期計画がほぼ終了したということもございますので、新たに長期計画を策定し許可面積を増加する申請があったため、同様にお諮りをしたいと考えております。

続きまして資料2ということで、右肩上に資料2と書かれたA3の資料をお手元にご用意ください。今回の林地開発の許可の基準というものの概要をまとめさせていただいております。

左上の一般的事項でございますが、これは開発計画の具体性、実現可能性や、開発する土地の地権者からの同意、事業者の信用、資力、近隣住民や産業への配慮等々が規定をされております。

左下の2の災害の防止ですが、これは実際の工事としての切土、盛土や、洪水調整池の技術基準などが定められております。

右上の3、水害の防止につきましては、洪水対策としての洪水調整池の規定が設けられておりますが、技術基準としましては、2の災害の防止と同様でございます。

その下の4の水の確保でございますが、これは開発による地域の水量、水質等々への影響を緩和するために、貯水池や水質管理について規定をしております。

最後に、5の一番右下の環境の保全でございますが、森林率、残置森林率などの緑地に関する基準、騒音対策、景観への配慮等について規定をしております。

このように林地開発許可制度では、森林の機能が損なわれないよう森林の保続培養や防災対策などの観点から許可基準を定めておりますので、こうした視点にご留意の上ご審議をいただければと考えております。

制度の概要については以上でございまして、それでは、議案についてご説明をしていきたいと考えております。

まず、右肩に資料3 - 2と書かれました成木開発(株)拡張事業についてというA3、1枚のカラー刷りのものがございますので、こちらのほうで、まず計画の概要をご説明したいと思います。

まず、資料3 - 2でございしますが、左上の1の事業概要をご覧ください。この事業地は、青梅市の東青梅駅から北西約4.5キロに位置する採石場でございます。

2の主な経過でございしますが、当時業者は昭和50年に採石場としての開発許可を取得以来、事業拡張の都度変更許可を受けておりましたが、今回新たに開発区域の拡張を行って事業期間を延長する意向でございします。

右の3の事業計画及び緑地の変化をご覧ください。変更内容といたしまして、事業を実施する面積、これが表で言うと開発森林面積でございしますが、これは55ヘクタールということで、ここは変更ございません。ただ、下にありますように、開発する区域を2.2ヘクタール拡張し、採掘期間を6.5年延長する計画でございします。この拡張に伴いまして、残置森林面積も2.2ヘクタール減少することになりますが、新たにその下に造成森林がございしますが、これを2.7ヘクタール整備することで、全体の森林率、緑の量については0.8ポイント増加させる計画となっております。

左下の地図でございしますが、の現況図をご覧くださいますと、北西部の黒い点線で囲った区域が今回申請のあった拡張区域でございします。右の計画完了後の地図にありますとおり、東側に造林森林2.1ヘクタール、台形の緑色をしたものですが、こちらを新たに整備することで森林率を上昇させる結果となっております。

次に、開発区域を拡張する理由でございしますが、現在事業者は、左の地図の赤い丸で囲ったところ、南西側のところなんです、こちらのほうを今掘り進めております。現在の製品構成比と、平成23年当時に採掘していた同じ地図にあります青い丸で囲った区域、こちらの製品構成比を円グラフで比較をしております。右のほうに並べておりますが、現在の製品構成比は、黄色で示す路盤材、これが半数を占めて、主要製品であります緑のコンクリート材、青のアスファルト材の製品構成比が低下をしております。主要製品の生産比率の低さから、事業者は製品構成のバランスを解消する必要があると考えております。

こうした中、今後オリンピックや社会インフラの更新等により採石需要の上昇が見込まれる中で、質の高い岩石が期待される北西部の土地が確保できたこと、さらには、これま

での知見を生かして確実性の高い緑地保全策を実施できることから、事業者は開発区域の拡張を今回計画したところでございます。

次に、変更計画に関する許可基準の適合状況について事前に事務局のほうで確認をしましたので、これについてご説明をしたいと思います。

お手数ですが、お手元の資料3 - 3、3 - 4をご用意いただけますでしょうか。まず、資料3 - 4をベースに、それぞれの許可基準に対して本案件が適合しているのかということをご説明させていただきたいと思っております。補足説明のために、資料3 - 3を使って補足説明をしていきたいと思っておりますので、大変恐縮でございますが、この2つの資料をお手元にご用意いただければと思っております。

それでは、まず、資料3 - 4のほうから説明していきたいと思っております。

まず、1枚目が先ほどの基準の説明でありましたとおり、一般事項についての説明でございます。表のつくりですが、左側に許可基準の概要を書いております、右の本計画、こちらの欄に基準に対する対応状況を記載しております。

それでは、1から説明していきたいと思っておりますが、まず1の計画内容の具体性につきましては、本計画が既に承認された13年の採掘計画を19.5年に延長することから、期別計画は具体的であり、事業を遅滞なく実施できると考えております。

2の地権者の同意につきましては、土地の社有地率が83%、その他の土地についても地権者と賃借契約済みであることを事務局のほうで確認しております。

3の森林以外の土地所有者の同意についても、これまでも事業者は事業を継続しております、周囲との合意形成がなされております。

4、他法令の許認可の状況につきましては、お手数ですが、資料3 - 3の10ページをご覧いただけますでしょうか。こちらの右の表にはこれまでの他法令の許認可状況をまとめております。左下のほうに表がございまして、こちらが今回の拡張に伴い必要となる許認可のリストでございます。内容でございますが、東京都の自然保護条例に基づく開発許可が本年3月に許可済みであるということと、そのほかについても現在手続中であることを事務局のほうで確認しております。

資料3 - 4に目を戻していただけますでしょうか。中段の5、信用関係、6、資金の調達についてでございますが、こちらの法人は昭和43年に設立され採石場として実績があること、また、自己資金の銀行残高についても事務局のほうで確認しております。

7、開発行為の規模につきましては、先ほどの資料3 - 3の6ページをおめくりいただ

けますでしょうか。6ページで地図が描かれたページが出てくると思います。これは、今回拡張するに当たってどの方向に拡張すべきか、これを検討した結果でございます。

まず、北側、地図で言うと上の部分になりますが、こちらは民家が近いこと、それから、沢を分断するおそれがあることから、こちらの方向は回避をしております。

東側のほうにつきましては、地図にもあるとおり民家が非常に近いということ、南側も民家が近いこと、これに加えて、南側の森林に都の森林再生事業地があること等々から、南側も回避をしております。

西側、青い線が見えるんですが、沢がございまして、沢を分断するなど、水環境への影響が大きいことから、今回回避をしております。

今回拡張します北西側につきましては、昔から地域にあるモミ群落が一部存在するものの、住民の生活環境への影響も小さいこと、さらには良質な岩石が得られることから、事業者は北西部を拡張区域に設定いたしました。このように開発規模において検討がなされていることから、必要最小限度の開発であると判断をしております。

資料3 - 4にまた目を戻していただけますでしょうか。8の全体計画との関連でございますが、事業者は4期の期別計画を確立し、全体計画と整合していることから、各計画の関連性は確保されていると考えております。

9の森林の一時的利用後の事後措置につきましては、本計画で森林を一時的に他の土地利用に供することはなく、基準は適用はされません。

10の周辺地域の森林施業に対する配慮につきましては、事業地の南側で、先ほどご説明しましたように都が実施しております森林再生事業に配慮して、拡張区域の候補から除外しているなど、周辺への配慮がなされております。

下の11の周辺の住民生活及び産業活動への配慮につきましては、事業者は青梅市と公害防止協定を締結するほか、奥多摩漁業協同組合から放流に関する承諾を得ている、こういったことから、地元への配慮がなされていると考えております。

最後に、12、森林、緑地等の管理につきましては、残置森林、造成森林の管理計画が予定されており、十分な維持管理がなされると判断をしておりますが、詳細については後ほどまたご説明をしたいと思います。

資料3 - 4の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。ここからは災害の防止の基準でございます。このページの基準につきましては、もう1つの資料3 - 3の切土、盛土計画等をご覧くださいながら基準の適合状況をご説明したいと思います。資料3 - 3の11ペ

ージをご覧くださいませでしょうか。地図が5つほど並んでおります。こちらの地図は、事業地の経年変化をまとめたものでございます。

一番左上の地図が、この長期計画が開始された平成24年当時の計画着手時でございます。

右に1つ行きますと、これが着手5年後になりますが、南西の左下のほうと北西方向、右上のほう、黄色い面積がぐっとふえていると思います。こちらの掘削を進めることになります。それとともに、着手5年目のところ、東側、右側のほうに黄色い台形が見えてくると思うんですが、こちらのもともとくぼ地であったところを盛土で埋めていく状況でございます。

さらに右の地図の着手10年目では、掘削の結果、南西側にくぼ地がまたできます。標高が175と書かれておりますが、これが左下の地図、着手15年後になりますと、このくぼ地も盛土で埋めていきます。黄色い面積がぐっと左下にふえていくと思います。

このため、最後の着手19.5年後の最終形では、切土の面積というのはすり鉢状のように事業地の内側に向いて、南西側と東側2カ所の盛土で全体として平坦化をするような計画となっております。

次の12ページをご覧ください。切土計画の概要をまとめております。

まず左の図がございませが、工法は山腹を掘削するベンチカット工法を採用し、高さ10メートルごとに幅3メートル以上の小段を設けて、全体ののり面勾配を55度以下に抑えております。

右中段には、小段の拡大図を示しておりますが、客土をした後、土を盛った後に樹木を植栽するとともに、排水溝を設置して雨水浸食を防止するなど、のり面の保護措置を講じる計画となっております。

次の13ページをご覧ください。左側のほうに図と写真が出ておりますが、切土を行った際に、反対側の手をつけない残置森林側に、落石が起こる可能性も考慮しまして、その対策としまして、しがら柵を設置する予定となっております。

以上の計画をもとに、13ページの右のほうに切土関係の基準適合状況を表でまとめております。その結果としまして、林地開発許可基準はもとより、他法令も、採石法であるとか、自然保護条例でも同様の基準を定めておりますが、そのほかの基準も全てクリアしている状況でございます。

続きまして、同じ資料の15ページをご覧ください。15ページからは、盛土計画の概要をまとめております。

模式図、左の図にありますように、盛土面は水平にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うとともに、のり面の高さ5メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けてのり面の安定化を図る計画でございます。また、小段には、先ほどの切土と同様樹木を植栽するとともに、排水溝を設置して雨水浸食を防止するなど、のり面保護措置を講ずる計画となっております。

以上の計画をもとに、右の表には盛土関係の基準適合状況をまとめておりますが、これも同様に林地開発許可の基準はもとより、他法令の基準もクリアをしているところでございます。

資料3 - 4の2ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

以上の切土計画、盛土計画の内容から、左に1、切土、盛土又は捨土とございますが、これらの事項については全て基準を満たしていると判断をしております。

なお、本事業地が採石場に適したかたい岩盤であることから、許可基準にありますくい打ちによるのり面の安定化、または擁壁の設置などは、これまでも不要と取り扱っており、今回も同様の判断をしております。

次の3ページ目をご覧くださいませでしょうか。資料3 - 4でございます。ここからは引き続き災害の防止としまして、排水施設の基準や、水害の防止として洪水調整池等々の基準が規定をされております。これらにつきましては、先ほどの資料3 - 3の洪水調整池計画などをご覧くださいながら基準の適合状況をご説明したいと思います。

資料3 - 3の17ページをご覧くださいませでしょうか。右側に事業区域内の雨水の排水系統図を示しております。雨水は基本的に2カ所、フローでも最初に雨水が2つに分かれてそれぞれ調整池に入っておりますが、2カ所の調整池にためられた後、一部はトラックの洗車ピット等に利用されますが、基本的には成木川に放流をされます。下の表には、それぞれの調整池A、Bでございますが、A、B調整池の計画容量を示しております。これは30年確率雨量強度に対応できる必要量に対しまして、安全率1.2以上、いわゆる20%増しの計画容量となっております。なので、調整池の容量については十分確保される計画でございます。

次の18ページをご覧ください。地図全面で描かれておりますが、これが変更前の水の流れになります。東側と西側で集水区域がA、Bと分かれておりますが、まず右側、東側の集水区域Aで集められた雨水はAの調整池、同じく西側の集水区域BではB調整池にたまり、北側にあります薄いブルーで描かれた成木川にこれが放流される経路となっております。

す。

右の19ページをご覧くださいませでしょうか。これは計画変更後の地図でございますが、西側、集水区域Bが今回の採掘によりまして2ヘクタール程度拡大をいたしますが、雨水がB調整池にためられることに変更はなく、先ほど申し上げたとおりB調整池は開発区域の拡張に対応できる容量を確保しております。

27ページをご覧ください。27ページもページ一面の地図が描かれてございますが、先ほど申し上げましたA、B調整池から北側の成木川までの排水経路をまとめております。A、B調整池から排水された雨水は沈砂池を経由しまして、土砂、シルト等を取り除いた後に北側の成木川に放流をされますが、河川管理者が定めた許容放流量を超えない設計となっております。

1ページ戻って26ページをご覧くださいませんですが、26ページの右下のほうに表を掲げております。これは各排水経路の流下能力、どれだけ水を流せるかということまとめておりますが、調整池からの放流量に対して安全率1.2を超える能力を確保しております。

資料3-4に戻っていただけますでしょうか。3ページ目でございます。今こちらの資料3-4で具体的に説明をさせていただきましたが、以上の排水施設、洪水調整池の計画から、3の排水施設、6の開発行為の施行工程までの基準は全て基準に適合していると判断しております。

なお、本事業地が採石場に適したかたい岩盤で構成され、雨水とともに流出した土砂は洪水調整池や沈砂池に集められる計画となっているため、2番のえん堤等の設置についてはこれまでも不要と取り扱っており、今回も同様の判断をしております。

次に、今見ていただいているページの最後のページ、資料3-4の4ページ目をご覧ください。上のほうに水の確保とございますが、ここからは水の確保の基準でございます。

まず、1の水質汚濁防止施設につきましては、先ほど資料3-3でご説明したとおり、排水施設内に沈砂池を設置しており、水質悪化の防止措置が講じられております。

また、2の水量の確保措置につきましては、周辺は市営水道が既に設置されておりまして、飲料水が確保されている。これに加えまして、かんがい水等の利用はないため、これまでの取り扱いと同様に貯水池等の設置は不要と考えております。

基準の最後でございます。環境の保全につきましては、資料3-3の残置森林管理計画をご覧くださいながら、基準の適合状況をご説明したいと思っております。こちらは資料3-3の30ページをご覧くださいませでしょうか。

30ページ、左側に表がございますが、この表には緑地面積の19.5年間の経年変化を示しております。右下のほうに網かけがございますが、19.5年後、計画終了時の森林率は66.8%、残置森林率は57.5%となる計画でございます。この林地開発許可では採石事業について、森林率、または残置森林率、何%にしなければといった基準が設けられておりません。しかしながら、都の自然保護条例に基づく開発許可の緑地率が50%、残留緑地率が30%、こういったことを考え合わせますと、十分な森林、緑地が確保されていると考えております。

また、右の地図には、これは計画終了時の先ほど見ていただいた地図と重なりますが、森林、緑地の状況を示しております。許可の基準としまして、周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林または造成森林を配置することとなっております。東側の一部に、これは地図で見にくいんですが、30メートル程度の残置森林があります。これは、過去の変更許可時の基準が30メートルであったということに起因いたします。今回、先ほどご説明したとおり、地図の中でも台形状に大規模な造成森林を配置する計画でございますので、森林の幅については基準に適合していると考えております。

次の31ページをご覧ください。ここの残置森林の大部分の植生は、スギ、ヒノキ植林ということになるんですが、このスギ、ヒノキの管理につきましては、左下の図にありますように、7つの管理区分を設けて、都の森林再生事業に準じて間伐を実施するほか、一部ではモミを含む混交林化を目指す予定でございます。

また、次の32ページをご覧くださいませでしょうか。32ページからは、造成森林の計画を記載しております。

右中段の写真を見ていただきたいんですが、事業者は、これまで採石業を継続する中でこういった植栽を実施してきたわけですが、中段の写真にありますように、切土の小段、こちらにアカマツ、コナラ、エノキなどの樹木を植栽し、針広混交林として順調に育成できていることから、引き続き植栽を継続し、緑をふやしていく計画としております。

次の33ページ、こちらには、東側の盛土造成部に、これはコナラの雑木林を再生するというので、毎年モザイク状に緑化する計画というものをここでは記載をしております。

最後に35ページをご覧くださいませでしょうか。これは開発に伴いまして、景観変化をシミュレーションした結果でございます。

採石面、切土部分が大きく眺望できる地点はないこと、こういったものを確認するとともに、切土のり面につきましては速やかに緑化を行うなど、景観に配慮した計画となっております。

おります。

最後に資料3 - 4の4ページにお戻りください。

今まで造成森林の計画についてご説明いたしましたが、ここの基準にあります1の残置森林から4、景観の維持対策までの基準は全て適合していると判断をしております。したがって、本案件につきましては、許可基準全ての項目が適合しているものと考えております。

なお、本案件につきましては、都から地元自治体であります青梅市に意見照会を行い、その回答を資料3 - 5ということで、A4の1枚で添付させていただいております。今回の成木開発の計画に対しまして、青梅市からは異議意見はないということでございます。

案件の概要説明は以上でございます。

引き続きまして、事前に委員の皆様へ資料を送らせていただいた後にご質問を頂戴いたしましたので、その回答についてもあわせてご説明させていただきます。右肩に資料5と書かれた意見・質問対応表をご覧くださいませでしょうか。

鈴木会長 後ろのほうですね。一番後ろが参照資料1で、その前が資料5ですね。

内藤緑環境課長 今回幾つか意見をいただいた中で、まず全般的なこととして、糸川委員からございました。「資料を見たが、2件とも異議はない。2社とも、これまでも造成森林の実績があるので今後も採掘とのバランスをとってやっていただきたい」、対応につきましては、残置森林、造成森林ともに、森林機能の保続培養を図るとともに、動植物の良好な生息・生育地となるよう、それぞれの管理計画に基づき適正な管理を指導してまいりたいと考えております。

その下の成木開発につきましては、田中委員からご質問をいただいております。内容としましては、今回申請する区域、先ほど申し上げた北西側の区域の「原石は良質であることから」とあるが、既に調査をおこなったのか、これにつきましては、私どもの今回の資料にあまり記載がございませんでしたが、今回拡張する採掘区域の岩石につきましては、あらかじめ事業者へ岩質調査を指示しまして、コンクリート材やアスファルト材に適していることを確認させております。これにつきましては、自然環境保全審議会の中でも議論されまして、ご了解をいただいているところでございます。

1号案件については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

鈴木会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今の説明の最後の部分は、委員からの事前の質問についての回答もありません。

たけれども、その内容も含めて質疑を行いたいと思います。

委員の皆様のご意見を伺うんですけれども、その前に私から、一番最初にご説明いただいたA4の大きな紙の資料3-2の事業計画及び緑地の変化の表の一番下、森林率でお尋ねしたいのは、「森林率(残置森林率)」と書いてあって2つ数字があります。ここでの森林率と残置森林率をご説明いただけますか。というのは、森林率は既許可と変更後で変更後はふえているんだけど、残置森林率は減っています。これを説明してください。

内藤緑環境課長 説明が至らず申しわけございませんでした。

お手元にブルーの冊子をきょうお配りさせていただいたんですが、90ページをご覧くださいだけまずでしょうか。用語の説明が至らず申しわけございませんでした。後ろから2枚目ぐらいなんですけど、こちらに残置森林率と森林率の式というか、考え方を書いてございます。

まず、一番下の森林率なんですけど、これは分母が開発行為をしようとする森林区域面積ということで、これが全体の面積とお考えいただければと思っております。森林率等の分子のほうが残置森林面積とございます。これは残置森林というのは、要は手をつけないでそのまま残す自然の森林のこととございます。プラス開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積とございます。植栽の面積とございます。したがって、森林率と、私は自然環境保全審議会でも緑地率というお話を出したんですが、ほぼ同じ意味で、要は緑がどれぐらいの割合かということとございます。

ちょっと上に行くと、残置森林率がございますが、これは分母は変わらないんですが、分子が開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年以上の残置森林面積ということになるので、基本的にはここも手をつけない森林がどれぐらい残っているのかということになります。今座長からお話があったとおり、全体の分母は今回変更ございません。分母に変化はない。ただ、北西側に残置森林を採掘してしまうことで残置森林率自体は低下をします。しかし、こちらの資料3-2の右側の地図にありますように、右側に造成森林ということで新たに2.1ヘクタールを造成することで、全体の緑地の率は計画変更前より増加する、こういう状況とございます。

鈴木会長 ありがとうございます。森林率は、式で見ると、今ある森林プラス最終的に森林にしようとする面積ですね。それから、残置森林は、16年生以上ということで、それなりに茂った森林がどれだけあるかということなわけで、しようとする森林が16年たってちゃんと育てば両者は一致していく、こういうことです。いつか減るという計画であ

るという見方ができる。

まず私のほうから質問してしまいましたが、委員の皆様、今までのご説明について、ご質問等ございますでしょうか。

土屋委員 造成森林というのは、資料3 - 3の32ページのところを見ていただきたいんですけども、これまでの状況というのが書いてあって、2)での「イ・現行計画以降」というところで、平成24年以降の状況が書いてあるんですが、アカマツは問題ないけれども、コナラ、クリ、エノキ等はカモシカ食害、イノシシの掘り返し、土壌の乾燥により枯死しているという状況が書いてあるんです。

一方、33ページの右側の枠の中で言うと、「概ね植栽終了15年後にはコナラ群落が成立すると考えている」と、これからのイメージとして書かれているんですけども、この現況がコナラが枯死しているというのはかなり深刻だとすると、15年後に成立するのかと非常に素朴に考えたんですけども、いかがでしょうか。

内藤緑環境課長 今回実は3月に自然環境保全審議会の中でも非常に議論があったところでございます。私も実は現場に行ったんですが、ここで一番問題なのが、植えても、ここはカモシカ、あと一部イノシシもいるということで、幼木の段階で葉っぱがどんどん食べられてしまうということで、かなり厳しい状況であることがわかりました。なので、32ページの右下のほうで、資料の中ではあまりなかったんですが、実は自然審の中でも獣害対策計画というものをしっかり立てさせるべきだということでご審議をいただきました。

現在ネット等を使ってシカをよけようと、あと忌避剤なんかも使ってはいるんですが、審議会の中でもそれ以上難しいだろうということで、電気柵であるとか、そういった措置も必要なのではないかということで、我々と事業者のほうでこの獣害対策の具体的な計画を今つくらせております。その中で獣害対策というのを一つの大きな柱としてやっていきたいと考えております。

あと33ページの2.1ヘクタールのコナラを再生するというのは、こういった森林地域であまり取り組まれてこなかった事例でもあるので、実はここも自然審の中では随分議論になったところでございます。当然獣害対策等々も行いながらなんですが、あえてモザイクというのは審議会の先生からご提案をいただきまして、端からずっと緑化をするのではなくて、モザイク状にやることで自然の種子の播種も期待をしながら緑化を進めていったらどうか。ただ、これも新しい試みになりますので、これについてはしっかりモニタリングを行って、そのモニタリングの結果を踏まえて、より効果的な緑化方法というものを検証

するという計画でございます。

鈴木会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますか。

先ほどのご説明の中で、今回の計画はあと19.6年ということだけれども、この計画の点検は5年ごとに行われるという理解でよろしいのでしょうか。

内藤緑環境課長 今回長期計画化ということで、13年間から19.5年まで全体を延ばす。この林地開発許可は都の規則上大体5年を上限にしております。なので、許可自体は5年ごとに更新というか、その都度申請をしていただくこととなりますので、5年後にまた許可申請をいただくこととなります。その際に、大きな全体計画の変更がなければ、こういった審議会には一々ご審議を諮らないまま事務方のほうで手続を進めていくわけなんです。その際にちゃんと計画どおり進んでいるのかというところについてはチェックをしながら進めていきたいと考えております。

鈴木会長 ほかにご質問等ありますでしょうか。

私のほうから念のための確認なんです。確認というか考え方のところで、要は今から20年近くかけて事業を進められるということですが、資料3-3の11ページでご説明いただきました、ある部分はこれから採掘をしていく、ある部分は既に採掘したところに土砂を積んでいくというようなところで、こっちは引っ込む、こっちは盛っていくというようなことになるわけです。

これで拝見すると、例えば先ほどの最終的に樹木を植えて造成森林をつくる場所というのは、今は標高が170メートルぐらいまで掘ってあるすり鉢状になっているところを200メートルまで上げて、さらに205メートルまで上げて、それから10年たった後から植栽をしていくということなんです。だから、今から5年ぐらいの期間を考えると、ここで議論している造成森林というのはまだ着手されないと見えるんですけども、だから、そこまでの間で、現在これまでに階段や犬走りのところでやってきている植生を回復するということの点検をきっちり行えば、10年先からのここの植生というのは確保できるだろうと、こういう理解がまずあるかと思うんですが、よろしいでしょうか。

内藤緑環境課長 そのとおりでございます。この着手5年目というのがちょうど今なんです。まさに今東側を埋めておりますので、10年後から植栽をスタートいたしますので、これについても、これまで植栽の成績がどうだったのかというのは自然環境保全審議会でもかなり精査をされてきましたので、そういったこれまでの蓄積をもとに、引き続き森林を再生していくという取り組みでございます。

鈴木会長 そうすると、もう一つ、着手10年後というところだと、それはまた標高が205メートルになっていますから、これから5メートル盛るということで、持った後に造成森林の造成を始めるという計画ですね。

内藤緑環境課長 そうです。

鈴木会長 そうすると、森林造成というのは、直ちに着手するのではない計画であるということは、もともとの提案されている計画からこうなっているというふうに理解できます。

あともう一つは、今度は盛土という土木工事のほうなんですけれども、ご説明いただいたように、土を盛ったものの安定化というのは、現行の基準はきちんと全部クリアしておるといふふうにご説明いただいたし、私もそういうふうに理解しました。ただ、1つは、それでも170メートルだったところを205メートルまで35メートル上げるわけなので、私の印象としては、宅地造成なんかのほうから言うと、大規模盛土に該当するような盛土なんです。これも現行の基準は問題ないので、この審議はご提案のとおりかと理解しております。

要するに東日本大震災のときに、大きな盛土のところで地震があって、その影響でいろいろな不都合が生じたという事例が多々あったわけです。その後さまざまところで技術基準の改良というのが進んでいるんですけれども、まだ必ずしも全部が新しい基準になったり、これでいいとなっているわけでもないように思います。そのあたりはまだこれから流動的な部分もあるので、事業をされる方もそういうほうをきちんとモニターをされて、将来心配がないように、それから、審査というか、検討するほうも技術基準の変更が本当に必要ないのかどうかというのを注目していただくというのがこのあたりかなと思っています。

というのは、樹木をつくって、最終的にはその森林が育っていくわけです。ということは、この造成した森林というのは、樹木が50年たつ、60年たつ、そういう間、ずっとこの盛土は盛土であり続けるわけですから、そちらの期間も、森林のお守りをするけれども、下の盛土もお守りをするというのが要るのか。

もう一つ具体的に言いますと、大雨が降ったときの水の流れについては、ご説明いただいたように、かなり細かい表面流に関しては技術基準があって計算されているんですけれども、これが盛土の中にしみ込んで地下水を形成したときにどうなるか。これは、現在地面の中に潜った水のことというのは考えていないんです。その水がそこで地震があったと

きにどうなるかというところに、まだ実は未知の要素があるということで、今回の審議で今私が申したことは直接は関係ないんだけど、テイクノートしていただければと思うところがございます。

あとは、先ほどから自然環境保全審議会のほうでいろいろ議論を既にいただいているということがありましたけれども、害になる動物の話が出ました。希少種みたいなものはここは何か関係があったかどうか、何か情報があればお尋ねしたいと思います。

内藤緑環境課長 こちらの敷地内に、注目種であるとか、絶滅危惧種と呼ばれる植物については多数存在をしております。幾つかの谷筋に湿性の環境、いわゆるじめじめした環境がございまして、そういった環境を好む希少種が多かったという状況がございました。対応としまして、特にその中でも、沢に集中している希少種については移植地を何カ所か設けまして、その植物の生態に合ったような形で移植をする計画でございます。そういったことを通じて希少植物等々についての保全も図っていく、こういった計画になっております。

鈴木会長 ありがとうございます。委員の皆様、ほかにお尋ねはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問等を伺ったということで、ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、第1号議案の諮問にかかわる林地開発許可の申請について、原案どおり許可をするということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

鈴木会長 それでは、1つ目の議題を終わりにして、2つ目、第2号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

内藤緑環境課長 それでは、引き続きまして、第2号議案についてご説明をいたします。基本的に資料の構成はほぼ同じような形に今回はそろえておりますので、まず、右肩に資料4-2、株式会社村尾組拡張事業についてというA3、1枚の資料で計画の概要をご説明いたしたいと思います。まず、右肩に資料4-2と書かれたカラー刷りのものがございます。

まず、左上の1の事業概要をご覧くださいと思います。事業地は、青梅市の東青梅駅から北西約5.7キロに位置する採石場でございます。

下の主な経過ですが、当事業者は、昭和60年に採石業としての開発許可を取得以来、事業拡張の都度変更許可を受けて事業を継続してまいりました。

平成25年に変更許可申請の準備をしていた際、許可範囲を逸脱する採石が判明したため、平成28年に是正措置を講ずるための変更許可を受けております。今回こういった是正措置が進められてきたことから、事業者は改めて変更許可申請を行い事業を継続する意向でございます。

右の3の事業計画及び緑地の変化をご覧ください。今回の変更内容としまして、事業地である開発森林面積を5.6ヘクタール拡張し、これに伴いまして採掘期間を20年間新たに延長する計画でございます。この事業地の全体の拡張に伴いまして、残置森林面積は0.1ヘクタール増、造成森林面積も2.1ヘクタール増としておりますが、これは先ほどの案件と違いまして分母がふえておりますので、分母となる開発森林面積が増加することで森林率は62.4%から60.3%に減少する計画となっております。

左下の の現況図をご覧くださいますと、今回も先ほどと非常に似た位置なのですが、北西部の黒い点線で囲った区域が今回申請のあった拡張区域でございます。

右の 計画完了後は、拡張区域の西側に残置森林を新たに配置する予定でございます。

次に、拡張する理由でございますが、平成5年に許可を受けた採掘がほぼ終了するということに加えまして、今後オリンピックや社会インフラの更新等により採石需要の上昇が見込まれるため、事業者は事業の継続をする意向でございます。

次のページをご覧くださいませでしょうか。同じようにカラー版のA3の資料がございます。これは変更許可申請の審議に先立ちまして、前回の採掘区域の逸脱の経緯、あと回復の措置及び再発防止策の実施状況について改めてご報告したいと思っております。

まず左上の1の採掘区域の逸脱の写真ですが、これは平成25年当時に逸脱が判明した際の航空写真でございます。本来なら残置森林として残すべき森林約3.2ヘクタールを誤って採掘してしまった状況でございます。

下の2の回復措置をご覧ください。事業者は、今回是正植栽としてA、B、C、Eの4カ所に植栽を施し、当時44.8%まで減少した緑地率、いわゆる森林率を62.4%にまで回復させることといたしました。当時の自然環境保全審議会や本森林審議会でご審議をいただきまして、当時の対応として許可相当と判断をしていただいたところでございます。

次の右上の3の再発防止策でございます。事業者は、境界を明確化する措置をはじめ社内の事業運営体制の見直し、さらには作業体制の見直しとして事業区域確認計画書などを作成しております。

こうした状況を踏まえまして、下の4の都による境界遵守状況の確認でございますが、

昨年度事業者が実施しました採掘区域の境界確認状況につきまして報告書を提出させるとともに、現地査察等を行いまして、その遵守を確認しております。今後とも事業者に対する監視指導をしっかりと継続しまして、法令等の遵守を徹底させてまいりたいと考えております。

それでは、変更計画に関する許可基準の適合状況についてご説明をしたいと思います。先ほどと同様、お手元の資料4-4でまず許可基準の適合状況を確認していただきながら、補足資料として資料4-3を用いながら補足説明をしていきたいと思っております。両方の資料をまたお手元にご用意いただけますでしょうか。

それでは、まず資料4-4からご説明したいと思います。まず、1枚目が先ほどと同様に一般的事項でございます。

計画内容の具体性についてでございますが、本計画は昭和60年から継続する事業で、期別計画も具体的であるため、遅滞なく事業を実施できると考えます。

2番の地権者の同意につきましては、こちらは社有地率43.5%、その他の土地についても地権者と賃借契約済みであることを確認しております。

3の森林以外の土地の所有者の同意についても、これまでも同事業者が事業を継続しており所有者との合意形成をなされております。

その下の4の他法令の許認可の状況については、資料4-3の2ページをご覧ください。左の表には、これまでの他法令の許認可状況をまとめております。右の表は、今回の拡張に伴い必要となる許認可の経緯ですが、第1号議案と同様、自然保護条例に基づく開発許可は本年3月に取得済みでございます。また、その他につきましても現在手続中であることを事務局が確認しております。

資料4-4に目をまたお戻しいただけますでしょうか。中段からですが、5の信用関係、6の資金の調達についてですが、法人としては明治27年に設立され、採石業として実績があること、また、自己資金の銀行残高等も事務局のほうで確認させていただいております。

7の開発行為の規模につきましては、資料4-3の13ページをご覧ください。先ほどと同様の図でございますが、拡張区域の方向について検討した結果でございます。

まず、北側についてなんですが、こちらは埼玉県との県境が非常に近くて、県境をまたぐ採石事業は難しいことなどから、北側は回避をしております。

東側は、写真を添付しておりますが、表土層が非常に厚くて採石に適さないということから今回回避をしております。

南側は民家や都道、成木川が近接していることに加え、青梅市は河川をまたぐ採石は新規事業として認めない方針であるため回避をしております。

今回拡張する西側は、こちらにもミミ群落、一部希少性の高い群落が存在するものの、行政方針に抵触せず、良質な岩石が得られることから、事業者は北西部を拡張方向に設定いたしました。このように開発規模について一定の検討がなされていることから、必要最小限の開発であると判断をしております。

資料4 - 4に目を戻していただけますでしょうか。8の全体計画との関連の明確さについてでございますが、事業者は4期の期別計画を確立し全体計画と整合していることから、各計画の関連性は確保されていると考えております。

次の9の森林の一時利用につきましては、これは森林を一時的に他の土地利用に供することはなく、基準は適用されません。

10の周辺地域の森林施業に対する配慮につきましては、事業地の周辺では森林施業が行われていないため、その影響は予測されていないと考えております。

11の周辺の住民生活及び産業活動への配慮については、事業者は青梅市と公害防止協定を締結するほか、奥多摩漁業協同組合からの放流に関する承諾を得ていることから、地元への配慮がなされていると考えております。

最後に、12、森林、緑地等の管理につきましては、残置森林、造成森林の管理計画が予定をされておまして、十分に維持管理がなされると考えておりますが、詳細についてはまた後ほどご説明したいと思います。

次のページをお開きください。ここからは災害の防止でございます。まず、1番の切土、盛土、捨土につきましては、先ほどと同様、資料4 - 3の切土、盛土計画をご覧いただきながら、基準の適合状況をご説明したいと思います。資料4 - 3の14ページと15ページ、見開きになっているんですが、両方見ていただけますでしょうか。

まず14ページの右側が2.6.2現況図とありますように、現在の状況を示しております。これが右側の15ページ、左上の図、これが着手5年後でございますが、まず、北西方向、黄色で伸びておりますが、採掘を進めております。さらに右隣の地図、着手10年目では、北西部の採掘を進めることとなりますが、左下の地図、着手15年目になりますと、今度は北側と東側のほうに、もともとあった切土ののり面を盛土、ここで言うとオレンジっぽい色になるんですが、こちらのほうを盛土で埋め立てて、のり面傾斜を盛土を使って緩やかにしていく予定でございます。このため一番右下の着手20年後の最終形では、切土、盛土

のり面はすり鉢状のように事業地の内側を向く形になります。

今見ていただく資料の19ページをご覧ください。こちらのほうから切土計画をまとめております。

右の図のほうにありますように、工法は山腹を採掘するベンチカット工法を採用し、高さ10メートルごとに幅3メートル以上の小段を設け、全体のり面勾配を60度以下に抑えることでり面を安定化させる計画としております。

また、小段の拡大図を示しておりますが、これも客土、いわゆる土を小段の上に盛った後に樹木を植栽するとともに、排水溝を設置して雨水浸食を防止するなど、のり面保護措置を講じる計画となっております。

次の20ページをご覧ください。こちらの切土を行った際に、こちらでも反対側の残置森林側に落石が起こる可能性を考慮しまして、森林側のほうにしがら柵を設置する予定でございます。

以上の計画をもとに、20ページの下の方に切土関係の基準適合状況をまとめております。林地開発許可基準はもとより他法の基準もクリアしている状況でございます。

同じ資料の24ページをご覧ください。ここからは盛土計画の概要をまとめております。

右の図にありますように、盛土面は十分締め固めを行うとともに、のり面の高さ5メートルごとに幅3メートル以上の小段を設けてのり面の安定化を図る計画でございます。また、小段には樹木を植栽するとともに、排水溝を設置して雨水浸食を防止するなど、のり面保護措置を講じる計画となっております。

以上の計画をもとに、24ページの左側の中段下のあたりに表を載せておりますが、盛土の基準適合状況を表でまとめております。林地開発許可基準はもとより、他法の基準もクリアしている状況でございます。

資料4 - 4の2ページにお戻りください。ただいまご説明をいたしました切土計画、盛土計画の内容から、1、切土、盛土又は捨土につきましては、全て基準を満たしていると判断しております。

なお、本事業地が採石場に適したかたい岩盤であることから、許可基準にあるくい打ちによるのり面の安定化や擁壁の設置などはこれまでも不要と取り扱っており、今回も同様の判断をしているところでございます。

次の3ページ目をご覧ください。災害の防止の許可基準の続きでございます。災害の防止として、排水施設の基準や水害の防止対策として洪水調整池の基準が規定されております。

すが、これらにつきましては、資料4 - 3の洪水調整池計画などをご覧いただきながら、基準の適合状況をご説明したいと思います。

資料4 - 3の30ページをご覧ください。ここの排水経路は非常に細かいので、全体像を説明したいと思います。これは、20年後の排水系統図を示しています。現在の雨水は、大きく枠が3つ、左、中央、右みたいな形で3つ枠が並んでいると思いますが、現在雨水は中央の枠で囲まれたルート、すなわち集水区域1の調整池にためられた後に、一番下に小さく成木川と書いてあるんですが、成木川に放流されるルートがございます。

あと、もう一つ右の枠で囲まれたルート、すなわち調整池にためた雨水をここではプラント場内で岩石の洗浄に使って、それをまた再浄化、きれいにしてから洪水調整池に戻す水循環システムというものを構築しております。

今回新規採掘区域が拡大することに伴いまして、左の枠、集水区域2と書かれておりますが、これを新たに設定するとともに、洪水調整池を1つ増設しまして、2つの排水経路、左と真ん中の排水経路とする計画でございます。

ちょっとわかりにくいので、1枚おめくりいただいて32ページをご覧いただきたいと思っております。グラフィックでお示したいんですが、32ページ全体が地図になっております。これが今現況の雨水の流れです。まず、この図では事業区域内の雨水は1カ所の洪水調整池、ブルーで塗り潰した調整池にためております。

隣の33ページには、調整池から成木川までの排水経路、南側に成木川が流れているんですが、そこまでの排水経路をまず示しております。これが現在の状況でございます。

1枚ページをおめくりいただくと、34、35ページの見開きになっております。これが5年後の雨水の流れになります。5年後になりますと、まず34ページなんですが、これは北西部にブルーの薄く塗っているところ、これが新しい採掘区域になるんですが、こちらを集水区域2として、この中に仮設の調整池を設置して、1度雨水をこちらにためてから成木川に流すというような対策を実施します。

右の35ページには、仮設調整池からの排水経路を示しております。

次に、また1枚おめくりいただいて、36ページ、37ページの見開きをご覧いただきたいと思うんですが、36ページ目、これが最終形でございます。計画終了時の形になります。これは採掘区域がさらに拡大をしていきますので、集水区域2がまた広くなります。ここに最終的には正方形の常設の調整池を設置して、こちらの集水区域2で降った雨は全部こちらの池に1回ためてから成木川に放流されるようなルートをとっております。

右の37ページには、2つの常設調整池から南側の成木川に排水する2つの排水経路を示しております。説明がややこしかったんですが、集水区域が広がるに従って調整池を増設して、最終的には仮設から常設のしっかりしたものをつくっていく、こういう計画でございます。

1枚おめくりいただいて、38ページをご覧ください。今説明してきたものをもう少しわかりやすくということで、排水計画の経年計画図を示しております。

左上が5年後、右上に10年、左下が15年、最後に右下が20年ということですが、ご覧いただくように、採掘による北西部の集水区域にブルーの網かけの部分が拡大することに伴いまして、仮設調整池を順次移動させながら常設調整池が形成される過程をこの地図で示しているところでございます。

次の39ページをご覧くださいませでしょうか。左下の表でございます。こちらに集水区域1の調整池と開発段階に応じて整備される集水区域2の調整池の計画容量を示しております。これは、基本的には30年確率雨量強度に対応できる必要量に対して、安全率1.2以上の計画容量としており、十分な調整池の容量が確保される計画となっております。

お手数ですが、今の資料を少し戻りまして、31ページをご覧ください。写真が散りばめられた31ページでございますが、これは排水経路の写真を示しております。事業者は平成5年から調整池にためた雨水をポンプでプラント場内に送り、製品洗浄に活用した後に使用した汚濁水、こういったものを浄化、またきれいにしまして調整池に戻す水循環システムを導入しております。

具体的には、ちょっと見にくいんですが、右上に調整池の写真がございます。これが中央下のほうに清水槽というものがございまして、ここに1回集められまして、さらに左側にプラントとか、その下に原水槽とかございますが、ここで採石された製品を洗浄することで品質を高めるというものでございます。そうするとかなり水が汚れますので、それをシクナーというプラントを通してきれいにして、またもとの清水槽に戻す。また、雨がすごく降ってきた場合は、最終的に成木川に流下されるようなシステムを構築しております。

このためこの調整池から河川放流手前の排水槽まで、このルートについてはポンプで制御されることとなりますが、循環システム内の配管はポンプの能力に見合うパイプラインとなっております。成木川への放流量も放流許可量というものを超えない設計となっております。

資料4 - 4、3ページにお戻りいただけますでしょうか。以上ご説明した計画から、3の排水計画から6の開発行為の施行工程までの基準は全て適合していると判断をしております。

なお、本事業地が採石場に適したかたい岩盤で構成され、雨水とともに流出した土砂は沈砂池に集められる計画となっているため、えん堤等の設置についてはこれまでも不要としておりまして、今回も同様と判断をしております。

次に、資料4 - 4の最後のページでございます。4ページをご覧ください。ここからは許可基準の中の水の確保でございます。

まず、1の水質汚濁防止施設、こちらにつきましては、さきにご説明したとおり、排水施設内の沈砂池を設置して水循環システムを導入していることから、水質悪化防止対策はしっかりとられていると考えております。

また、水量の確保措置については、周辺は市営水道が設置され、飲料水が確保されるとともに、かんがい水等の利用はないため、これまでの取り扱いと同様貯水池等の設置は不要と考えております。

最後に、環境の保全につきましては、これは資料4 - 3の残置森林の管理計画をご覧くださいながら、基準の適合状況をご説明したいと思っております。資料4 - 3の51ページをご覧ください。

まず、左に大きな表と右の枠がございますが、これは緑地面積の経年変化を示しております。上段の枠の右のほうに、今回の20年後の森林率については60.3%、残置森林率は43.8%となる計画でございます。先ほどと同様に、林地開発許可については採石業に森林率や残置森林率の基準というものが定められておりませんが、自然保護条例に基づく緑地率が50%、残留緑地率が30%であることから、十分な森林、緑地が確保されていると考えております。

次の同じ資料の52ページをご覧ください。1ページ大きな地図になっておりますが、これは計画終了時の森林、緑地の状況を示しております。

周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林または造成森林が配置されており、許可基準に適合しております。

次の53ページをご覧ください。ここからはスギ・ヒノキ林等々の管理についてでございますが、これは右の図にありますように、先ほどと基本的には同じ流れなんです。7つの管理区分を設け、都の森林再生事業に準じて間伐を実施する。また、一部では、モミを

含む混交林化を目指しております。

ちょっとページが飛びまして58ページをご覧ください。ここからは造成森林計画を記載しております。

こちらの左上の写真がございますように、これまで切土の小段にアラカシ、シラカシ等々の樹木を植栽して、針広混交林化として順調に生育できていることから、引き続き植栽を継続して緑をふやす計画となっております。

最後に61ページをご覧ください。開発に伴う景観変化をシミュレーションした結果でございます。

採掘面が確認できる地点はございますが、切土のり面は速やかに緑化を行うなど景観に配慮した計画としております。

資料4 - 4にお戻りください。4ページ目でございます。

以上の残置森林、造成森林の管理計画等から、1の残置森林から4の景観の維持対策までの基準は全て適合していると判断をしております。したがって、本案件については許可基準全ての項目に適合しているものと考えております。

なお、本案件に関して、都から地元自治体である青梅市に意見照会を行い、その回答文を資料4 - 5として添付しております。実は、先ほどの3 - 5と全く同じでございますが、青梅市から異議意見はないとのご回答をいただいております。

案件の概要説明については以上でございます。

続きまして、各委員から事前にいただいた資料についてご回答をしたいと思います。先ほども見ていただいたんですが、資料5をご覧くださいませでしょうか。

下にページ1と書かれておりますが、下のほうに村尾組ということで、糸川委員から事前にご意見をいただきました。「村尾組は、平成25年度に開発区域の逸脱が見られたので、今後も都が監視指導をしていただきたい」、これにつきましては、先ほどの対応でも申し上げましたが、採石法や自然保護条例の所管部署とも私どもも連携しまして、採掘区域の確認に主眼を置いたパトロールを実施するとともに、他の採石事業者にも周知を図り、採石事業者にも周知を図り再発防止にしっかり努めてまいりたいと考えております。

次の2ページをおめくりください。ここは久保田委員から幾つかご質問、ご指摘をいただいております。

まず1点目が、「地形の分かる地図上に、「拡張区域と新規採掘区域」と「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域」と保安林を併せて図示した資料を提出していただきたい。

そもそも、事業拡張区域にハザードマップの「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域」が存在し、この区域における土砂災害対策が記述されていないことに違和感がある」ということでございます。

これにつきましては、資料の後ろの参考資料に、今回成木開発と村尾組の今ご指摘いただいた部分の地図をまとめております。参考資料2の村尾組のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、地図が4つございますが、上段2つと下段の左側が土砂災害警戒区域、いわゆる土砂災害防止法に基づくエリアでございます。

まず、左上の土砂災害特別警戒区域、こちらはレッドゾーンと呼ばれているものです。旧傾斜地のところが赤がダブっているんですが、南側の事業区域と成木川あたりに何カ所かまずレッドゾーンが指定されております。

次に、土石流関係、谷地形で雨が降るとどっと土砂が流れるようなところ、これが南西側に少しかかっている状況でございます。

左下の地滑りについては、このエリアは指定されておりました。

あと右下の土砂災害危険箇所につきましては、基本は左上の土砂災害警戒区域と同じような位置に急傾斜地崩壊危険箇所として何カ所か設定をされているところでございます。

先ほどの資料5のA4横の2ページ目にお戻りいただけますでしょうか。対応でございます。まず、配付資料として、今ご説明したように、各危険箇所、危険区域の地図を示したところでございます。本申請の事業区域内で当該箇所、区域に指定されているのは、主に残置森林の一部の傾斜地となっております。

この林地開発許可の許可基準では、基準として、基本的に開発に伴って切土、盛土などを行った場合の技術基準を規定しておりますが、このもともとの地形、残置森林として残っているもともとの地形のこういった急傾斜地崩壊危険箇所、もしくは土砂災害警戒区域につきましては、これは土砂災害の被害防止の観点から、各種法令、法律に基づいた対策が講じられるエリアであると認識しております。

例えば下に参考で書かせていただいたんですが、急傾斜地崩壊危険箇所、よく国のほうでは土砂災害はハードとソフトと両面でやるということですが、ハード面で言いますと、まず都内には人家や公共施設等に被害が生じるおそれがある急傾斜地崩壊危険箇所、これが大体3,000カ所あるそうです。この中から特に危険度の高い自然斜面については、市区町村長の意見を聞きながら、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、この法律に

基づきまして、急傾斜地崩壊危険区域、箇所と区域の違いがあるんですが、箇所の中で特に危険度が高いものを区域とお考えいただければと思います。ここを区域に指定して、こういった区域に指定されると、現状ですと都が対策工事を行う、こういった事業が今実施中でございます。

下のソフト面とよく言われております土砂災害特別警戒区域、これにつきましては、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害のおそれがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進など、ソフト対策が推進されております。例えば警戒避難体制の整備ということですが、これは市町村の防災会議で、例えば情報伝達であるとか、避難経路であるとか、避難訓練、こういったものをちゃんと計画をつくって定めなさいと、こういった仕組みになっておりますということで、林地開発許可の基準の中ですと、重きが置かれるのは、開発行為によってそこがどうなのか、どう担保するのかというところが重点を置かれるところでございます。

次の3ページをご覧ください。久保田委員のほうからご質問をいただきまして、「成木6丁目は今回の拡張計画に属する区域である。このような当該区域の自治会の同意書が取得されていない段階で、審議会に諮られる案件は過去にもあったのか」、これにつきましては、先ほどブルーの冊子でもお示ししましたとおり、林地開発許可申請の手引の中でも、住民の生活環境の保全対策として、「申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する」ということにしております、この申請の中では、自治会からの同意書というものは必須要件にはしておりません。

続きまして、その下の「地元自治会の同意書が取得できなかった事情について詳しく説明いただきたい」ということで、これについては事務局のほうで調査をさせていただきました。まず、今回関係するところが成木5丁目自治会さんと6丁目自治会さんです。5丁目自治会さんからは同意書をいただいています。6丁目自治会につきましては、平成24年度の自治会総会で、事業者が事業計画、洪水調整池であるとか緑化管理、次の業に行きまして公害防止対策、交通安全対策等々の説明を行っており、拡張事業を進めていくことに対して反対意見はなかったと聞いております。

今後成木6丁目自治会さんは5丁目さんの取り組みを参考にして公害防止委員会の設立を準備中であり、委員会発足の暁には、事業者は同意書を取得する方向で自治会と現在調整をしております。

なお、事業者は毎年成木5丁目、6丁目の住民を対象に事業地見学会等を開催して、災

害、公害、事故防止の取り組みを公開しており、地元に対しても一定の配慮、理解を求めていると考えております。

その下のご指摘でございますが、「新規拡張区域の下流部には人家があり、過去にも土砂災害があった区域であることから、防災対策が十分であるかの評価が必要と思われる」、これにつきましては、冒頭のご質問のご回答の中で、今回の林地開発許可の制度の中では、開発に伴ってそののり面であるとかの安全が確保されているのかということが基準として主に定められているところでございます。ご指摘の箇所については大変なところでございますが、ここは特に社有地ではなくて賃借によってお借りしている土地だということでございます。このため事業者としては、周囲の特に発破とかで爆薬を使いますので、そういった緩和措置として、点火のタイミングをずらす段発発破方式の採用であるとか、民家が近いところでは火薬量を極力減らして発破を行うという工事を行う予定でございます。

ちなみに、ここは環境アセスも今実施をしております、こういった西側の境界についても、環境基準が振動で言うと60デシベルというのが一つの目安になるそうなんです、この60デシベルを超えないように今アセスメントの評価書を作成していると聞いております。

こうしたことから、事業者は開発行為の影響は急傾斜地に及ばない、こういう意見でございます。しかしながら、確かにご指摘のとおり、開発行為による急傾斜地への影響の程度というものも把握することは非常に重要であろうと考えております。4ページ目に行きます。なので、委員のご指摘も踏まえながら、今回新たに許可条件としまして、事業地内の急傾斜地について定期点検を行い、異常の有無を確認する。こういった旨を許可条件として付与することを事務局としても検討していきたいと考えております。

最後に、同じく久保田委員からで、「事業区域内の拡張する残置森林部分では、「しがら柵」により落石防止を図るとされるが、事業区域外の西側谷筋斜面で、発破による振動などに起因する落石などがおきる可能性は無いと判断できるのか」ということでございます。

先ほどと説明が重なりますが、事業者はこういった振動対策としまして、発破の方式を工夫したり、火薬量を減量するという事で、開発計画の中で周囲に一定の配慮がなされていると私どもとしては考えております。今後事業者が行う定期点検の中で、事業区域内で落石が発生する、こういった状況が確認されれば、随時しがら柵などの対策を講じるよう指導してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鈴木会長 ありがとうございます。

第2号議案の内容の説明、そして、事前の委員からの質問、ご意見に対する対応の話も含めていただきました。

まず、今委員からの事前の質問というのでご回答をいただきましたけれども、これについて、久保田委員、何かございますでしょうか。

久保田委員 幾つかあるんですけども、1つは、今ご説明いただいた参考資料2です。右下の図がありますが、ここの右のキャプションのところに、赤線は既許可区域ですと書いてあります。私が質問したかったのは、既許可区域だけではなくて、新規の拡張区域を含んだところで土砂災害の危険箇所や警戒区域がどういうふうになっているのかということの資料が欲しかったんですが、これだと、多分入っていないのではないかと思うんです。

恐らく赤枠の西側の谷筋のあたりが、これは新規拡張区域が入ってくる場所だと思うので、多分この谷筋の上部のほうに土砂災害の危険箇所があったように私は記憶してまして、これは27年度にこの村尾組の件は審議会にかかっている、審議会のときには、事務局としてはハザードマップの情報は詳しく把握していないということで、審議会後に、こういうあいになっていますという形で送られてきました。その部分に入っていたものが事業区域外だからここに漏れているというふうな感じがしますけれども、ですから、これは新規拡張区域を含んだところの地図になっていないんじゃないかなというふうに思います。

内藤緑環境課長 まず、ここの地図がどこから引っ張ってきたかということ、この指定等々を行うのが東京都の建設局の部署がこれを公表しておりまして、この地図に載っていないところは、今の現状の最新の情報ですと、危険箇所はないということになります。なので、位置図に描かれているところ、特にこの箇所だけ除外しているということではなくて、現況を私は今資料としてお示ししたところでございます。

鈴木会長 今久保田委員からのご質問と事務局のご回答があったんですが、不正確があれば事務局から修正していただければいいんですけども、今の参考資料2の右下の絵です。私が理解するところは、ピンク色で急傾斜地崩壊危険箇所というので番号がずっと振ってあるのと、黄色で土石流被害想定区域というのがあります。土石流被害想定区域というのは、これは三角形で描いてあって、谷の出口から三角形に土砂が広がるような形で被害が出るような区域指定というか、色を塗ってあるわけです。

今久保田委員がご指摘になった当該の今回広がる部分のところの谷の出口は、谷の出口

から川にかけて三角形に下に広がった絵が描いてあります。ですから、これはここに土石流があふれるだろうということで、危ないところを黄色で描いてあるんです。要は、土石流危険渓流というマークがあるのかないのかが色が地の等高線とかぶっているのだからわかりにくいんだけど、この危険渓流の表現だと、流域という概念で上流まで線を引っ張りますが、最近はこの土石流被害想定区域というのは、土砂があふれるところだけ色をつけるということになっているんです。ですので、三角形で描いてあるところは事業区域の外だということにマークがついているんです。ただ、ここに土砂があふれるということは、この土砂のもとはその上流側にあるだろうというふうにも同時に想定をされるということなんです。

ですから、私の理解では、久保田委員の疑問も確かにそうだし、事務局も間違っただけとは言っていないんだけど、要はこの新規に広がったところが原因になって、さらに今想定されている以上に危ないことにはならないでしょう。一応今判断している資料からはそうは見えないというような対応だと多分納得いくんだらうと思うんです。

ただもう一つは、今の許可基準の中に、土石流警戒区域等というのはかぶっていないので、だから、これが瑕疵があるかどうかのこのというのは直接はならないんだけど、これも私は踏み込んだ意見を言えば、今言ったようなこの開発行為が原因でこれが危険性がふえるということは少なくともないということはどこかで確認はしたいというふうにいるんです。

久保田委員、私が別の方向で言ったらご意見をお願いします。

久保田委員 結局今回のこの計画というのは、ちょうどこの図の南北方向に尾根線がありますけれども、従来は南北方向にある尾根線の東側で採掘が行われていて、この尾根を超えた西側の谷、従来から土砂崩れが問題になっていた谷には手を出していなかったというのが今までの事業で、今回の新規拡張の区域というのは、尾根を超えて西側の谷の上流部まで入り込んで採石をしますという案だと思うんです。

そういう意味では、従来土砂崩れが心配されていたところに採石事業が入ってくるといことで、それがどうなのかということ。そういうふうなことだということがこの計画には何にも入っていないですから、これまで自然環境保全審議会では承認されているようだけれども、これまでの審議会の討議というのは、こういう土砂災害の危険区域との隣り合わせで行われるような計画なんです、という事実の理解に基づいたところで審議というのがやられていたかどうかということが1つ心配。

それと、成木5丁目自治会の同意書というのは取得されているということですが、この新規拡張エリアで問題になる箇所というのは、これは成木6丁目自治会になるんです。この谷筋というのは成木6丁目自治会になりますので、確かに説明の中では、地元への説明会も開いているし、反対はないというふうな書き方になっていますけれども、行政としてこれを何をもって確認するかということになると、これは基本的に地元自治会の開発行為に対する同意書、この取得をもって適合性があるかどうかというのを判断してきたのではないかと思うんです。確かに先ほどの説明だと、同意書の取得がなくてもそれは引っかからないんですという説明だったんですけれども、だけれども、地元の自治会の同意書の取得がない状態の中でこれは適合していますという判断をしちゃって構わないものなのかどうか非常に疑問なところなんです。

鈴木会長 今のご質問についてお答えはいかがでしょう。

内藤緑環境課長 まず、土砂災害警戒区域とかのことについては、自然環境保全審議会の中では、一番問題になるのが自然にどう配慮して開発をするのかというところがあります。今回、ちょっと話がはずれてしまうかもしれないですが、尾根筋の話が出ました。実はそこにモミの群落が結構大きくて、そこを残せないかというのが最初あったんです。なるべくその地形を変えないでと。ただ、そこだけを残して、モミだけを残して採掘するということになる、逆に今度は災害の問題が出てしまうということで、ここはある程度安全性を確保する点からもやむを得ないだろうという議論はございました。

確かに前回の議論のところ、私も理解不足のところがあったので反省するところがございます、資料の中であらかじめそういったハザードマップというか、そういった位置はしっかり書き込んでおくべきだったと反省しているところがございます。今回は、繰り返しになるんですが、林地開発許可の基準というところを我々も再度ご指摘いただいたので点検はしたんですが、基本はやはり開発に伴って、切土のり面がどうなのか、そういった土石流の発生が開発したところで起き得るのか。それに対してしっかり対策はとられているのかという観点で基準が設定をされていますので、まずはその基準の適合性がどうなのかというところで我々も審査を進めてきたところがございます。

あと、もう1点の地元の住民の生活環境への配慮というところについては、何をって配慮とするのかというところは確かにいろいろな考え方があると思います。1つ我々が重視しているのが、青い冊子にも書いてあるんですが、何といたっても地元の市町村とのしっかりお約束事、実際に協定の中身というのは、1日のトラックの台数であるとか、操業時

間であるとか、あと周辺の清掃状況とか、そういった細かいことについて協定を結ばれておりますので、その中で、まず地元への一定の配慮が十分なされているのではないかとこのうのがあります。

ただ、それだけではなく、自治会さんとの調整状況はどうなのかということで我々も追加の情報を要求する中で、過去にこういった地元説明会もしっかりやっているとのことです。これから6丁目も5丁目さんのやり方に倣って同意書をとるということも確認しておりますので、今回の申請については地元の住民との配慮というのは一定程度とられているのではないかとこのうには考えております。

鈴木会長 ほかのご質問もあろうかと思っておりますので、とりあえず今の土砂災害にかかわる話と、自治会の承諾書にかかる話というのは後ほど改めて議論することにいたしまして、ほかの委員の方にほかの点でご意見、ご質問があれば伺います。何かございますでしょうか。

福田委員 基本的なことだと思んですけども、開発区域の逸脱というのはどういうところで判明するのでしょうか。一般的なことでいいんです。

内藤緑環境課長 基本的には、ここから先は境界だ、こっちはだめだということで、何らかの形で境界を現場で明示するということになります。今回の案件で申し上げますと、それが途中から曖昧になってしまったんです。例えばしっかりしたくいを打って、ここから先は残置森林だという明示が途中からあやふやになってしまったというところがあります。実際現場に行くと非常に広大な土地なので、自分が見てもわからないと思います。

なので、我々が今やっているのは、ほかの事業者に対しても言っているんですが、航空写真を写せと。ちゃんと地図に合わせて緑地が残っているのかということを見ないと、本当に外れているかどうかというのはわかりにくい。なので、我々が指導しているのは、残すところはちゃんと現場に行けば、その目ですぐ行ってわかるようにくいを打つなり何なりしなさいということは今指導しているところでございます。

鈴木会長 昔だと、山の中で起きていることなのでわからないということがあったんですけども、今は人工衛星の画像でもかなり頻繁に撮っているので、航空写真も含めれば、大体この50年間ぐらいのものについては、5年に1遍ぐらいは日本の国土どこでも上から見とりますので、過去において、あるいは将来において、何があったかというのは後づけ的にはわかるんです。何があったかというのはわかります。だから、それは事業者も、それから管理をするほうも、ちゃんと見えていなければ、後世が調べればわかっちゃうと

いう状況ではあります。ただ、できればそういうことが起きる前にきちんとしていたわけですから、そこになると、現場でのマークとか標識みたいなものもきちっとするということが大事だというご説明だったかと思います。

ほかに何かお尋ねはございますでしょうか。

特になければ、先ほどのご質問に戻るんですが、まず、今の事務局からの自治会の了承は、市町村に照会している。これがまず一番重要であるということもおっしゃった。ただ、そうは言っても、一番ダイレクトに影響がある可能性を持っているのは現場の近隣のところのはずなので、そのあたり、ここの場合は基準に従って、今定められているルールに従ってどうかということ判断する場ですので、あり得べきはどうかということでは議論はなかなかしにくいんだけど、それを含めて、現在はどうか。もう一度事務局から、今の基準で言うと地元の了承のところをお答え願って、それでもう一度伺うということにしたいと思います。

内藤緑環境課長 それでは、地域とのかかわりということで、この青の開発許可申請の手引の44ページをご覧くださいませでしょうか。一般的事項の中の中段の(6)に「開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること」ということなので、(注)の中に、「申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する」とございます。

したがって、この林地開発許可の申請時にはちゃんと地元の自治体さんとの協定、その中で当然自治体のほうとしても住民の生活、福祉を向上するためにも、公害であるとか、そういったことを含めたことについての配慮がなされていることを一番気にされていると思いますので、こういった協定が締結されているということであれば、ここについては一定の配慮がなされているのではないかと考えております。

しかしながら、座長からも、久保田委員からもお話があったとおり、地元の合意形成というのも、行政としてもやっていただきたいというところがございます。今回の久保田委員の指摘については、私のほうから事業者のほうに申し伝えたいと思います。自治会さんのほうはまた委員会を立ち上げてからというお話も、向こうの意向もあるというふうには聞いておりますので、そういった引き続き6丁目の住民の方とはコミュニケーションをとりながら、最終的には合意書をいただくのが一番判然としてわかりやすい形であるので、そういった取り組みを継続していただきたいということで、私のほうからそういう話はし

ておきたいと思っております。

久保田委員 今ご説明していたところで、関係地方公共団体等とありますけれども、いずれにしろ、従来のこういう開発行為の場合には、大体地元自治会の同意書の取得というのがあって審議を進めてきたと思います。今回の案件も特別地元で反対があるということでもないようですから、そういう意味では、もちろん地元からは危惧している点とか要望等はあるかと思えますけれども、そういうことは聞きながら、開発行為に対する同意書を獲得していただく。そのことを踏まえて取り扱いを進めたらよろしいのかと思います。

鈴木会長 ご意見として今のところを承って、同意のところについては議論を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、もう一つ、先ほどの土砂災害のほうですが、要は許可区域にほとんどかぶっていないですというのは、今の土石流被害想定区域等急傾斜地崩壊危険箇所はちょっとかぶっていますけれども、むしろ土石流が出てくる発生源のところは、この地図だけから見たらかぶっていきそうに見えます。ただ、これは、ハード対策の法律ではなくてソフト対策の法律で、潜在的に危険なところというのは、自然斜面が多数あるというので、特にその中で危険なところはどこで、すぐにハード対策はできないけれども、被害を受けないようにするために何をすればいいかということで設定されている背景があるかと思うんです。なので、これからもこういう危険箇所と照らし合わせて安全を考えるということは、チェックするプロセスの中で、必ず進めていただきたいと私は思います。

あとは、本件にかかわってそれがどうかということです。先ほど事務局はあまり明確には言われなかったんですけども、要は、この新しい流域に手をつけるのはつけるんですけども、予定している計画は尾根側からさわっていく話なので、上流域からさわっていくので、さわるのが、谷へ土砂を落とすとかいうことがなければ、発生源に直接の影響を与えないだろうということと言いたかったのかと思ったんですけども、いかがですか。

内藤緑環境課長 要は、開発によって、黒枠の部分の内側が掘られてしまうことになります。黒の線と赤の間というのがグリーンの部分で、森林のまま残すエリアになります。先ほど50メートルの幅というお話をしたんですが、そこは残地森林なので、開発の如何にかかわらず、30度以上の傾斜で5メートルの高さという地形であれば指定はされてしまいます。

ただし、我々も検討したのは、採掘作業、いわゆる発破の影響が全くないのかということ、不明な部分があります。そこで、今回事務局のほうで検討して、新たに許可条件

として、採石場は事業地の中で異常の有無を点検させることは、この林地開発許可制度の中で対応できるのではないかと我々は考えております。

なので、今回新たに許可条件として、条件にするとやらなければいけないこととなりますので、定期的に周辺の調査を目視でも観察をしてでも、例えば小石が落ちてこないのか、亀裂がないのかというところを定期的に確認する。何かそういった兆候があれば、当然現場を持っている地権者の方、事業者、青梅市が関係すると思うんですけども、そういったところと順次安全対策について調整をしていただきたいと、こういった措置を検討しているところでございます。

久保田委員 ただいまの件ですけれども、確かに残留緑地が50メートル幅で確保されていますから、東のほうからずっと切り進んでいって、尾根を超えて、尾根も掘削しながらさらに進んでいくとしても、その先50メートルの残存緑地があるから、そこでしがら柵だとかいろいろな対策を講ずることによって、土砂崩壊は一応何とか食い止められますというふうな計画になっているかと思うんです。

私がちょっと気になったのは、あくまでもそれができるのは、事業計画区域の中です。その外側にも土砂崩壊の警戒区域等があるわけですから、特に心配されているのが、発破による振動だとか、そういうことによって事業計画区域外で土砂崩壊が起きる危険性というのではないのか。そういう場合に、ここは谷の入り口に今民家がたしか2軒ぐらい残っているのかな。土砂崩壊すれば、全部そこに土砂は出てきますから、そういうことに対する配慮も含み込んだところで計画は立てられる必要があるのかなということです。

内藤緑環境課長 今のお話ですと、ここの事業区域、ここの線で言うと赤い線ですね。その外側のお話と今理解をしたんですが、そういったことでよろしいでしょうか。今回許可制度の中で言うと、どこが責任範囲を負うかということになると、一義的には事業計画の内側だと事務局で考えております。なので、事業区域外、今回の許可の範囲外のところについての対策を検討させるというのは、正直、この制度上難しいかなとは考えております。

とはいえ、振動によって影響がないのかと、それはわからないところもありますので、ここは事業者に対してやりなさいではなくて、こういう意見があったということなんですけれども、当然周辺の定期点検をするときには周囲を巡回することになりますので、その際に、お隣の土地で何かそういう危ないのではないかということになれば、そこは住民の方、もしくは地権者の方と情報共有するような、そういった指導というのはできるのでは

ないかと思っております。

鈴木会長 今土砂災害、それから、先ほどのもう一つ土石流の中にあった大雨が降ったときの水の処理でもそうなんですけれども、これも基準以内ではオーケーであるということは我々は言えるわけなんです。災害というのは、想定を超えた外力があった場合にも起きるわけです。そのときも含めて、これは安全であると言っているわけではないんです。大雨が降ったときの水がちゃんと川に流れるかどうか、濁り水が出ないかどうかというのも、これは決まりで、30年に1度の雨に耐え得るようにしなさいと、こういうふうになっていて、それに対して耐えますということをお願いしているわけです。だけれども、それ以上の外力があれば、何がしかのことは起きるわけです。それも含めて、我々は起きません、オーケーですと審査しているわけではないんです。それはそういう構造だと。

それから、今ご指摘の土砂災害についても、土砂災害のほうは今の水の話ほど明確な基準があるわけでもないんですけれども、ここで我々がオーケーと言ったから、これは何事も起きないということ判断してやったというわけでもないわけです。防災に関しては、ただ、この開発事業が容易に想定されるような危険をふやしてはいたらずに、こういうことだろうと思います。

だから、今まだこれからご意見があれば伺いますけれども、そういうあたりでご判断をいただく。それから、明確にこの基準というか、決まりに合っていないければ、そこはこうしなさいということがあります。ただ、その決まりというのは決まりで、一番低いレベルの話ですから、できれば心配なところについてはもう少し手厚く対応しなさいというようなことは、これは自然環境保全、一般でもそういうご意見はいろいろあるでしょうし、我々でも気がついたところがあればここでコメントをして対応していただきたいと思うんですが、そのあたりについて何かご意見はございますでしょうか。

田中委員 きょうは、とても丁寧に説明していただきましたので、大変だったなと思っております。これは意見なんですけれども、排水計画のところはとても難しく、ご説明いただいたのは、そうなのかと思いました。昨日の雨のこととかを考えると、今気象の被害も大きいものですから、今回の計画では、排水の施設や何かをちゃんと敷設するのも大変かと思うんですけれども、対象の企業の方には、そこら辺もしっかりと実行していただくようお願いしたいと思います。

鈴木会長 ほかによろしいでしょうか。

幾つか割と重要なところへのご意見もいただきましたが、一応ご意見は出尽くしたとい

うことでよろしければ、今の第2号議案の諮問にかかわる林地開発許可の変更申請、原案どおり許可をする。ただ、幾つかここで出たご意見については事務局のほうで対応いただくということで、原案どおり許可ということで意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

これから答申文の作成を行います。事務局から答申（案）の配付をお願いいたします。

〔答申（案）配付〕

鈴木会長 2枚答申（案）を配付いただきましたでしょうか。

それでは、事務局から答申（案）の朗読をお願いいたします。

石城森林課長 それでは、1号議案から。

29東森審第2号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

平成29年5月26日付29環自緑第241号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成29年6月22日

東京都森林審議会会長

鈴木雅一

記

成木開発株式会社の採石事業については、案のとおり承認する。

続きまして、2号議案でございます。

29東森審第3号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

平成29年5月26日付29環自緑第242号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申

する。

平成29年 6月22日

東京都森林審議会会長

鈴木雅一

記

株式会社村尾組の採石事業については、案のとおり承認する。

以上でございます。

鈴木会長 ただいまの各答申（案）について、議案ごとに決定をとりたいと思います。

まず第1号議案、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

鈴木会長 それでは、ご賛同が得られましたので、第1号議案は答申（案）としてお示ししましたが、（案）を取って、答申の決定といたします。

続きまして、第2号議案について、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

鈴木会長 ありがとうございます。ご賛同が得られましたので、第2号議案の答申は案のとおり、（案）を取りまして決定したいと思います。

以上で全ての議案について答申を決定いたしましたので、これで議事を閉じたいと思います。

本日の審議会日程は全て終了いたしました。委員の皆様方には議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

審議が終了いたしましたので、傍聴の方はここで退場をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

鈴木会長 それでは、司会を事務局にお返しいたします。

廣瀬課長代理 鈴木会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして本当にありがとうございました。

今期の委嘱期間における森林審議会は今回が最後となります。ここで事務局を代表し、石城森林課長より一言御礼申し上げます。

石城森林課長 委員の皆様におかれましては、この2年間、公私ともお忙しいところ、

東京の森林・林業行政にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

また、4期8年にわたりまして会長を務めていただきました鈴木会長におかれましては、今期をもって審議会委員をご勇退されることとなりました。鈴木会長、これまで多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

鈴木会長をはじめ、委員の皆様方には重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

廣瀬課長代理 どうもありがとうございました。

それでは、幾つか事務連絡を申し上げます。

本日の資料につきましては、量が大変多くなってございます。後ほど事務局より各委員へ郵送いたしますので、机の上に置いたままでお帰りになっていただいて結構でございます。

なお、本日お持ち帰りになられるという場合には封筒を用意してございますので、事務局にお申しつけください。

なお、入庁の際にご着用いただいております一時通行証につきましては、お帰りになる際に、1階または2階の入庁受付にご返却いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、本審議会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会